

(1) 新潟市を取り巻く時代の潮流

本市は、平成17年の大同合併(注1)を経て、19年4月に本州日本海側初の政令指定都市として新たなスタートを切りました。

今日のわが国を取り巻く状況は大きく変化しており、地方分権の一層の進展や、さまざまな分野での国際化の進展、人びとの価値観の多様化など、新たな可能性を予感させる流れがある一方で、かつての急成長が期待できない国内経済、少子高齢化の急速な進展による将来的な人口減少など、迅速かつ着実に対応すべき課題が生じています。

このような状況に加え、本市には、合併による市域の拡大や多様な地域文化の共存などの大きな変化が訪れました。

そして、広範な権限をもち、自立的なまちづくりを進めることができる政令指定都市への移行という、さらなる変化に向けて、平成17年3月には「新・新潟市合併マニフェスト」(注2)を策定し、

- 「日本海政令市」
- 「田園型政令市」
- 「分権型政令市」

という3つの方向を市民にお示しました。

本市は、合併に際しての協議とその精神及び合併マニフェストの考え方を受け継ぎ、都市内分権や市民協働を推し進めることで、市民が市民であることを実感でき、愛着がもてるまちづくりを進めるとともに、国内外との交流の実績やすぐれた交通基盤、豊かな自然・田園と高次都市機能(注3)が共存する都市形

態などの特性を活かし、近年成長著しい中国をはじめとする北東アジアを含む東アジア諸国との平和の推進をはじめとした多面的な交流や、国内諸都市とのパートナーシップの構築などを進め、本州日本海側最大の拠点として、かつてない「大都市・新潟」を育てて行く必要があります。



(注1)平成17年の大同合併

地方分権が進む中で、市民福祉のより一層の向上のために、本州日本海側初の政令指定都市移行を目指して14市町村が合併した。

(注2)新・新潟市合併マニフェスト

14市町村による広域合併に際して、目指す政令市の理念と、かつてない政令市を築くポイントを整理した新潟市のローカルマニフェスト。(平成17年3月21日策定、同年10月1日一部改定)

(注3)高次都市機能

都市が持つ様々な機能のうち、中枢管理機能、国際業務機能、研究開発機能など、その都市の個性を表し、また、その都市だけでなく広域的に効果を波及できるような機能のこと。

(2) 地方分権の一層の進展

地方分権改革は、平成12年の地方分権一括法の施行や平成18年の地方分権改革推進法の制定などにより、着実に進展しています。

現在国と地方は対等なパートナーとして、国民一人ひとりが生活の豊かさを実感できる地域づくりに向けた取組を進めています。

地方のうち、住民生活に最も身近な存在である市町村は、数多くの市町村合併がなされる中、分権型社会にふさわしい自発性と自主性、自律性、さらには独自性をもって、豊かな暮らしづくりを進めていく役割を担っています。

こうした状況の中で、経済の低成長化や少子高齢化による生産年齢人口の減少など、今後は従来のような高度成長が望めなく、行財政を取り巻く環境は厳しいことから、行財政運営の面では、財政投入の効果や成果をしっかりと見極めるなど、行政の果たすべき役割に十分配慮しつつも経営的視点に立った持続可能な行財政運営が求められています。

一方、国と基礎自治体との中間に位置する広域自治体として、道州制(注1)の検討が進められており、本州日本海側初の政令指定都市であり、また県内における牽引車の役割を担う本市としても、これらの議論の経過を注視するとともに、さらなる拠点性の強化を図っていくことが必要です。

(3) 自立と協働の時代への移行

都市化が進み、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、従来の地縁を中心とする助け合いの機能が弱まる一方で、信頼を基

盤とする人と人との関係や社会的ネットワークの重要性が見直されており、NPOの中にも市民と連携して個別的で柔軟な社会サービスを提供する団体が、また、ボランティアなどにも広域的・地域的活動が広がりを見せており、実績を重ねつつあります。

また、いわゆる「団塊世代」(注2)と言われる人々の定年を迎える時期が到来し、地域における身近な課題への取組に参画する市民が増えることが予想され、地域の課題は地域で解決し、自ら暮らす地域を自らの力でより良いものにしようとする活動が活発になると考えられます。

本市は平成17年に14の市町村が一つになって誕生した都市であり、それぞれの地域が独自の歴史と文化をもっていることから、安心して暮らせる自立した社会を築くためには、都市内分権(注3)を推進し、それぞれの特性を活かしながら、市民・地域(団体)・行政などが手を携えて協働のまちづくりを進めていくことが必要です。



(注1)道州制

数府県の地域を単位とする広域行政体として、道または州を置く制度。社会・経済の変化に伴い、現行の府県制の不適當を是正しようとして構想されたもの。

(注2)団塊世代

昭和22~24年(1947~49)ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

(注3)都市内分権

市全体の調和の中で区の主体的なまちづくりを進めるために、本庁の持つ権限を区に移譲するとともに、区自治協議会や地域コミュニティ協議会との協働を通じて市民主体のまちづくりを進める本市のまちづくりの考え方。

(4) 少子高齢化の進行と共同参画の重要性の高まり

わが国では、社会の成熟や出生率の低下などを背景に、少子化や高齢化が急速に進行し、平成17年に総人口が減少に転じました。

また、15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口も、今後減少していくと見込まれています。

加えて、「団塊世代」が定年を迎える時期が到来し、急激な社会構造の変化をもたらすこととなります。

こうした状況下では、生産力の低下や納税者層の縮小に加え、高齢者層の医療や福祉需要の増大とそれをまかなう現役世代の負担の増加による、経済成長への影響が懸念されます。こうした変化の中で、今まで進めてきた市民生活を支える社会資本の整備・充実や行政サービス提供のあり方について、根本的な見直しが求められています。

それと同時に、高齢者や女性など幅広い人材が活躍できるまちづくりを進めるとともに、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めていくことの重要性が高まっています。

また、男女が家庭生活と社会生活を両立できる社会を、市民・事業者・市民団体・行政が力を合わせて実現することが重要となっています。

本市においては、全国平均と比較して、出生率(注1)は低く、老年齢比率は高い状況にあります。

そして、このような状況のまま推移した場合は、平成22年をピークに人口減少が見込まれており、少子高齢化に対応するため、子育てしやすい環境の整備や雇用環境の改善など

により、少子化の進展に歯止めをかけるとともに、産業人材の育成、豊かな長寿社会の構築など、さまざまな分野での取組が必要になっています。



(注1) 出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口1000人当たりの、1年間の出生児数の割合をいう。日本では毎年10月1日現在の人口を基準とする。死産を含む場合は出生率という。

(5) 多様な機会のある社会の必要性の高まり

急激な社会経済情勢の変化やそれに伴う雇用形態の多様化や不安定化などにより、雇用環境なども大きく変化し、市民にとって不安定で、将来へ常に不安を抱くような先行き不透明な状況が生まれています。

こうした状況の中、個人や企業などがその能力や持ち味を充分発揮し、年齢や経歴、性差などにかかわらず、努力が報われるような公正な社会を構築していくことは、重要な課題です。そのためには多様な選択肢が用意され、それを自由に選択でき、自由闊達な活動が可能となるような社会や、仮に失敗しても再び挑戦することができるような社会が望まれています。

こうした社会の形成により、人々がもつ将来への漠然とした不安感や不透明感を払拭し、活力と安心感のある地域づくりを進めていく必要があります。

(6) 経済における国際化の進展と都市間競争の激化など

交通や情報、物流機能などの発達により、今日、ヒト・モノ・カネ・情報が世界的な広がりをもって活発に行き交っており、国内外との平和の推進をはじめとした多様な交流が必要不可欠な時代となっています。

また、少子高齢化の急速な進展や、回復期にあるとはいえ、なお先行きに不透明感のある経済状況など、社会経済環境が変化する中で、これまでの産業振興策などに加え、交流人口拡大に向けた取組の重要性が高まっています。

こうした中、東アジアでは、中国などが高

度経済成長を続けており、巨大なマーケットとしての存在感を強めていることから、これらの国々との交流を推進することにより、大きなビジネスチャンスが生まれる可能性が高まっています。

一方、国内では、現在の社会経済状況などを反映して、限られた市場をめぐり、企業や各種コンベンションの誘致などさまざまな面で都市間の競争が激しさを増しています。

また、東アジア諸国などの工業力向上による国際競争の激化やエネルギー環境での制約の高まりといった変化に伴い、産業の高度化が重要かつ喫緊の課題となっています。

本市は、以上の状況を踏まえ、近年、大型工場などの撤退が続く中、対岸諸国や首都圏との経済・文化交流の実績、国際空港、国際港湾や新幹線、高速道などの充実した交通基盤、さらには日本海側に位置する地理的優位性を活かした拠点性を一層強化するとともに、都市のもつ魅力の向上と国内外への積極的な発信により他都市との差別化を図り、交流の拡大や地域産業のさらなる発展を目指していく必要があります。

(7) 環境問題の重要性の高まり

地球温暖化やオゾン層の破壊、森林や生物の多様性の減少など、環境問題への関心が高まる中、平成5年度には、環境保全の方向性を示す環境基本法が制定され、さらに17年には、二酸化炭素などの排出制限義務を定めた「京都議定書」(注1)が発効し、地球規模での取組が進められています。

また、ものの生産から消費、廃棄まで、産業や市民生活に関わる多くの場面で環境への配慮が広がっています。

一方、暮らしの中でも、省エネルギーや身近な自然とのふれあいといった意識や行動の変化も見られ、市民の環境への関心が一層高まっています。

このような中、本市は広域合併により、貴重な自然や美しく広大な田園が市域に編入されました。

これらの自然・田園の保全をはじめ、市民・事業者と行政との協働によるごみの減量など、さまざまな環境重視型の取組を進め、市民が安心して心地よく暮らせるまちづくりが求められています。



(8) 自分らしく豊かな人生への志向の高まり

これまで高度経済成長を支え、働き続けてきたいわゆる「団塊世代」の人たちを中心に、「物質的な豊かさ」よりも「心の豊かさ」を重視し、ゆとりと潤いのある生活など、新しいライフスタイルや価値観が生まれています。

また、さまざまな分野での余暇活動、ボランティア、スポーツ活動など、ゆとりある豊かな生活を望む市民意識の高まりが見られます。

とりわけ、都会に住む人たちの中にも田舎の生活に対して強いあこがれをもつ現象がみられ、自然とのふれあいや農業体験などを組み込んだ都市と農村の交流が盛んになっています。

また、こうした田舎暮らしに対する注目だけでなく、都会での日常生活においても、スピードや効率ばかりを重視するあわただしい毎日や働き方を見直そうという考え方が注目されるようになってきています。

こうした中、田園や水辺に代表される豊かな自然環境と都市が共存するという本市の利点を活かし、田園・自然によりもたらされるゆとりや潤いと、都市としての利便性の双方を、市内外の人々に提供することのできるまちづくりが必要です。

(注1) 京都議定書

気候変動枠組条約の目的を達成するため、同条約の第3回締約国会議(COP3)で採択された議定書。先進国等に対し、温室効果ガスを1990年比で2008年~2012年に一定数値(日本6%、米7%、EU8%)を削減することを義務づけている。